平成２２年（フ）第１２１１８号
東京都足立区足立４丁目22―４―201
破産者　今島　正孝
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７３号
東京都中野区鷺宮２丁目11―８―206
破産者　藤本　治央
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１９８号
東京都墨田区吾妻橋３丁目６―16―602
破産者　中内　　武
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２７６号
東京都多摩市一ノ宮１丁目15―10　第２豊実荘209
破産者　黒川　高子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２８３号
東京都江戸川区瑞江１丁目36―10―202
破産者　大河原瑞穂
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２８４号
東京都大田区大森西２丁目４―10　第二八千代荘103
破産者　田中　千代
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００号
岐阜県恵那市大井町1147番地168
破産者　金澤　義弘
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６８５号
岡山県赤磐市神田1166番地３
破産者　池本　　巖
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４２号
岡山市南区福富西１丁目１番14号　クラース福富1001号室
破産者　原野　和美
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県直方市大字頓野399番地の８
破産者　有限会社久野組
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５５５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18112番地１
破産者　有限会社都農運輸
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２号
岩手県岩手郡岩手町大字久保第８地割170番地の２
破産者　有限会社田中建設
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８号
岩手県久慈市長内町第37地割13番地７
破産者　有限会社前進
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第９１号
茨城県坂東市猫実808番地の３
破産者　有限会社タカハシ工芸
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４２号
千葉県佐倉市小篠塚591番地１
破産者　牛玖　雅榮
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第２２５４６号
神奈川県相模原市相模大野８丁目２番16号２Ｆ
破産者　株式会社昌興
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３０９号
千葉県市川市国府台５丁目17―12
破産者　福島　幸夫
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７号
香川県高松市香西東町510番地３
破産者　有限会社ナカ空調
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２５９５号
福岡県大野城市大城２丁目15番１号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区浦田１丁目５番39―19号
破産者　柴田　芳春
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００６号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1108号
破産者　尾形　宏幸
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７号
沖縄県南城市玉城字愛地230番地１　サンハイツシロマ３　211号
破産者　新垣　博之
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部